

# 林野火災注意報・警報



発令状況や防災情報をメール・公式 LINE で発信しています

市防災メール



市公式 LINE



湯沢町緊急情報メール



## 発令中は、火の使用が制限されます

	林野火災注意報	林野火災警報
	屋外での火の使用の制限に従うように努める	屋外での火の使用を制限(義務)
発令基準	次のいずれかに該当する場合 ●合計降水量が前3日間1mm以下かつ、前30日間30mm以下の場合 ●合計降水量が前3日間1mm以下かつ、気象台から乾燥注意報が発表された場合	○左記の林野火災注意報の発令基準に加え、気象台から強風注意報が発表された場合
	当日の気象状況等によって発令しない場合があります。	
火の使用制限	(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。 (2) 煙火を消費しないこと。 (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。 (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。	
罰則	なし	<b>30万円以下の罰金又は拘留</b> 消防法第44条第18号
対象期間	3月1日から5月31日までの間	
対象区域	南魚沼市、湯沢町の全区域	

詳しくは、市ホームページ  
をご確認ください



**南魚沼市消防本部**  
MINAMIUONUMA CITY FIRE DEPT.

お問合せ  
予防課

☎ 025-782-5330

# 林野火災警報 発令時に制限される行為

## ○ たき火に該当する行為



## ○ たき火に該当しない行為



火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出

たき火など、火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為を行う場合は、消防署への届出が必要です。

※この届出をした場合も、発令時には火の使用制限の対象となり、行為が許可されるわけではありません。